



「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター  
人材育成プログラムに関する  
設計・検証等業務（国際標準分野）」  
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2019 年 5 月 30 日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

## 記

### 1. 契約の概要

#### (1) 名称

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）」に係る事前確認公募

#### (2) 契約期間

2019年7月1日(月)より2020年6月30日(火)

#### (3) 概要

産業サイバーセキュリティセンターのサイバーセキュリティ人材育成プログラムの一環として国際標準分野における講習等の設計および検証等を行う。

具体的な業務の内容については、別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

### 2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、営業経歴書、財務諸表類および納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出し、参加を認められた者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(8) 守秘性に関する要件

本委託業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 業務実施体制及びスキルに関する要件

別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

### 3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

産業サイバーセキュリティセンター事業部人材育成グループ 担当：佐藤、川又

電話番号：03-5978-7554

E-mail：coe-kobo-j@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail 又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2019年6月10日（月）12時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し

※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。

- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式 2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表<sup>(注)</sup>するものとする。
- (5) 契約条項については、（参考）契約書（案）を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

##### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

【様式1】

年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒  
住所  
団体名  
代表者役職氏名  
担当者所属役職氏名  
連絡先 メールアドレス  
TEL  
FAX

印

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)  
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること  
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

## 会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 (非常勤は役職 の前に○印を記す)	氏名	年令	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業 績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期未処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	



## 事業内容（仕様書）

## 1. 件名

2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）

## 2. 背景・目的

近年、企業や個人の情報を狙ったサイバー攻撃にとどまらず、プラントやインフラそのものの停止を狙い、制御システム<sup>1</sup>まで含めた社会システム全体を標的とするサイバー攻撃のリスクが高まっている。このため、国家として安全・安心な社会を築くために、特に、重要インフラや経済・社会の基盤を支える事業者と国が連携し対策に取り組む必要がある。

欧米を中心とした海外では、グローバルに通用するサイバーセキュリティ標準を重要インフラ等に対して採用しており、当該分野における国際的地位を得始めている国もある。国際的に通用する重要インフラのサイバーセキュリティ基準を策定するに当たっては、これらの国の先進的な取り組み事例を学ぶ必要がある。

そこで、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、2017年に「産業サイバーセキュリティセンター」を設立し、サイバーセキュリティの最新の技術・ノウハウを学ぶ座学とともに、実践的な模擬攻撃を通じた対策立案までを行い、効果的な防御戦略を構築できる人材を育成するとともに、他業界のサイバーセキュリティ責任者や専門家、国内外での人脈を形成することにより、総合的なサイバーセキュリティ戦略立案を担う中核人材の育成を推進する。

このような背景・目的の下で、「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）」（以下「本委託業務」という。）を実施する。

## 3. 事業概要

本委託業務においては、「業界別短期プログラム」、および「中核人材育成プログラム」を実施する。

## 3.1 プログラム概要

## (1) 業界別短期プログラム

業界別短期プログラムは、重要インフラを中心とする毎回異なった業界を対象としてテーマを定め、特定企業のCIO/CISO、CIO/CISO補佐もしくはそれに準ずる役職者を受講生として募集して、講習および演習（以下「演習等」という。）を実施する。

演習等は、連続する2日間を1セットとして構成しており、受講生同士でのグループワーク、グループワークの結果発表、発表結果の受講生同士による検討と講師からの全体講評を行うことにより構成される。

## (2) 中核人材育成プログラム

中核人材育成プログラムは、以下コースから構成される。

## ・ プライマリーコース（3ヶ月間）

ITセキュリティ基礎（情報システム基礎・情報システムセキュリティ基礎）とOTセキュリティ基礎（制御システム基礎・制御システムセキュリティ基礎・安全制御基礎）を学習する。

## ・ ベーシックコース（4ヶ月間）

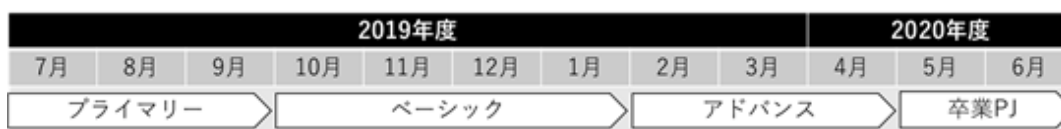
制御システムセキュリティ・ITセキュリティ・BCP等を演習を通じて網羅的に習得する。

## ・ アドバンスコース（3ヶ月間）

ベーシックコースよりも更に実践的な演習を実施し、更なる知見の向上を目指す。

<sup>1</sup> 制御システム：工場やプラントの機械や設備等のコントロールを行うために用いられるシステム

- ・ 卒業プロジェクト（2ヶ月間）  
受講生が10ヶ月間に習得した知識や経験を活かし、個人もしくはグループでテーマを企画立案して実施する。



### 3.2 受講対象

- (1) 業界別短期プログラム  
1回あたり30名程度を上限とする受講生
- (2) 中核人材育成プログラム  
80名程度の受講生

### 3.3 実施期間

- (1) 業界別短期プログラム
  - ・ 2019年7月から2020年6月までの期間にて3回実施する。現在、2019年8月下旬、同年9月下旬、2020年春頃の3回を予定する。
  - ・ 1回あたりの演習等は、1日6.0～8.0時間程度を連続する2日間にて実施するものとする。
  - ・ 2017年度及び2018年度実績として、金曜日・土曜日が実施日である。
- (2) 中核人材育成プログラム
  - ・ 国際事例演習
    - ✓ プライマリーコース期間中に3.0時間程度の演習等を3～4回実施する。（1日通した講習等の場合、2回実施分とする。）
    - ✓ ベーシックコース期間中に1～2日の演習等を1～3回実施する。
    - ✓ アドバンスコース期間中に1～2日の演習等を1～2回実施する。
  - ・ 海外派遣演習
    - ✓ 2019年7月から2020年6月までの期間にて2～5日海外に滞在して行う演習等を1～3回実施する。
  - ・ 卒業プロジェクトテーマ指導
    - ✓ プライマリーコース期間中に3.0時間程度の指導を1～2回実施する。
    - ✓ ベーシックコース期間中に1～2日程度の指導を2～4回実施する。
    - ✓ アドバンスコース期間中に1～3日程度の指導を1～2回実施する。
  - ・ 卒業プロジェクト指導
    - ✓ 受講生の卒業プロジェクトテーマ推進に関する助言・指導・補助を合計12日以上実施する。

### 3.4 実施場所

- ・ 東京都文京区本駒込2-28-8文京グリーンコートセンターオフィス8階
- ・ 東京都千代田区外神田4丁目14-1秋葉原UDX N20階DE
- ・ IPAと受託者が協議して合意の上で定めた場所

## 4. 業界別短期プログラム

### 4.1 調査業務

業界別短期プログラムのテーマとして定めた業界について、国内外の産業の制度対応状況や技術対応状況などの運用状況、人材育成状況、経営層が抱えているサイバーセキュリティや運用上の課題、関連する規定や規格などへの対処状況を、国内外の会合への参加やテーマ対象となる業界の企業や有識者へのヒアリングを行うことにより調査する。

実施日程、実施地域、対象業界は下記を想定するが、詳細な実施日程、実施場所、対象業界はIPAと協議して決定すること。

実施日程	実施地域	対象業界
第1回 8月下旬	東京	電力、鉄道などの「インフラ系」業界 ファクトリーオートメーションなどの「産業系」業界
第2回 9月下旬	大阪	電力、鉄道などの「インフラ系」業界 ファクトリーオートメーションなどの「産業系」業界
第3回 2020年春	東京	ガスなどの「インフラ系」業界 石油、化学などの「プラント系」業界

#### 4.2 設計業務

4.1の調査業務の成果に準じて、業界別短期プログラムの講習シラバスや講習スケジュール、講習に用いる資料・ドキュメント類、受講生がグループ演習を行うためのシナリオなどを作成する。設計した内容や資料・ドキュメント類などについては、対象となるテーマの業界別短期プログラム実施日の3週間程度前までにIPAの承認を得ること。

#### 4.3 検証業務

4.2の設計業務の成果に準じて、業界別短期プログラムの演習等を実施する。また、参加した受講生の受講前／受講後での業界別セキュリティ課題に対する理解度や問題意識の変化、今後の業務への活用などをレポートやアンケートなどの形式による収集、実施した演習等内容の学会等発表による有識者からのコメント収集などの実施により、演習等の結果の検証を行う。

#### 4.4 報告書作成業務

4.1～4.3の実施結果を実施報告書として、以下の形式にてまとめること。

- ・ 1～3回の業界別短期プログラムの実施結果をまとめる。
- ・ 各業界別短期プログラムにて「調査業務」、「設計業務」、「検証業務」という順番にてまとめる。
- ・ 各「検証業務」報告には演習等で発生した問題や課題などへの改善提案を含める。
- ・ 実施報告書は「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター業界別短期プログラムにおける実施報告書」として、2020年6月30日(火)までに提出する。

### 5. 中核人材育成プログラム

#### 5.1 実施概要

##### (1) 国際事例演習

国際事例演習は、サイバーセキュリティに関する国際標準や重要インフラに関連する国内外の規制等の策定状況・最新動向に関する講習とそれら情報を踏まえたグループディスカッションなどを実施する演習等、また国内外のサイバーセキュリティ専門家を招聘して執り行う最先端技術や事例の紹介、ハンズオンなどを実施する演習等である。

##### (2) 海外派遣演習

海外派遣演習は、受講生を海外のサイバーセキュリティ先進国へ派遣し、派遣した国の機関や施設、企業の拠点や工場、研修プログラムなどに参加し、海外での最先端事例や技術の理解、現地セキュリティ専門家との交流などの実施を目的とした演習等である。

##### (3) 卒業プロジェクトテーマ指導

卒業プロジェクトテーマ指導は、受講生が2020年5月～6月にて取り組む卒業プロジェクトの準備段階に位置するものであり、プライマリーコースの時期から実施することにより、受講生各自の中核人材育成プログラムへの参加目的やプログラム修了後のあるべき姿を受講生が派遣元企業と共に定期的に見直し、卒業プロジェクトに取り組むための準備とする演習等である。

##### (4) 卒業プロジェクト指導

卒業プロジェクト指導は、中核人材育成プログラムに携わる各委託先等にて受講生を分担し、主メンターもしくは副メンターとして受講生が実施する卒業プロジェクトのテーマ内容などについて助言・指導、もしくは補助を行うものである。

## 5.2 調査業務

中核人材育成プログラムの国際標準分野として、以下に示すような調査を実施する。  
なお、調査の対象とする地域や組織、イベント、規程・規格、調査方法などについては、事前に IPA と協議して決定すること。

### (1) 国際事例演習

教育コンテンツとなるサイバーセキュリティに関する国際標準や重要インフラ規制等の最新の策定状況、サイバーセキュリティ専門家を招聘する演習等を実施するための国内外のサイバーセキュリティ専門家および実施内容などを調査する。

### (2) 海外派遣演習

演習実施候補となる地域、機関、施設、研修などを調査する。

### (3) 卒業プロジェクトテーマ指導

国内外教育機関等での研究テーマ事例やテーマアップの手法、活用が想定される国内外専門機関や専門家、設備などの候補など、受講生の卒業プロジェクト準備の一助となる情報を調査する。

## 5.3 設計業務

5.2 の調査業務の成果に準じて、中核人材育成プログラムの国際標準分野としての設計業務を実施する。

### (1) 国際事例演習

演習等の講義シラバス、タイムスケジュールの案を作成する。作成した案は演習等実施の 10 営業日前までに提出の上、IPA の承認を得ること。

### (2) 海外派遣演習

演習実施候補先との演習等の実施スケジュール調整や実施内容、現地参加者などの調整を実施する。また、調整結果を反映し、受講生もしくは受講生の派遣元企業への配布を前提とした実施目的、実施内容、現地での実施スケジュール、想定予算、参加条件などが記載された実施概要案を作成する。なお、作成した案は演習等実施の 30 営業日前までに提出の上、IPA の承認を得ること。

### (3) 卒業プロジェクトテーマ指導

受講生が卒業プロジェクトの準備する内容を設計する。

具体的には、卒業プロジェクトにおける① テーマ指導の実施に関するマイルストーン、② 卒業プロジェクトテーマ、アウトカム、プロジェクト体制の設定方法やメンタリング方法、③ 卒業プロジェクト推進の一助となる国内外専門機関や専門家、設備などの活用方法、④ 進捗、達成度、産業サイバーセキュリティへの寄与度の評価方法について設計する。

なお、①については 8 月末までに実施案を提出の上、IPA の承認を得ること。

また、②、③、④については、①にて承認を得たマイルストーンに則り、各資料案を受講生に提示する 10 営業日前までに提出の上、IPA の承認を得ること。

## 5.4 検証業務

5.3 で設計した成果に準じて、中核人材育成プログラムの国際標準分野としての講習等の業務を実施する。

### (1) 国際事例演習

設計した演習等を実施する。なお、翻訳ブース設置や機の配置変更など、演習等実施に際して事前準備が発生する場合には、5 営業日前までに IPA に通知して調整を行うこと。

### (2) 海外派遣演習

受講生に対して海外渡航先の施設やイベントにて司会・進行などを実施する。また、渡航に際して事前準備が必要な場合、参加する受講生に通知・調整の上で実施する。

なお、参加者募集時の概要資料の配布や参加受講生の受付については IPA で実施する。

### (3) 卒業プロジェクトテーマ指導

設計した演習等の実施や資料の配布を行う。なお、受講生の演習等時間は 9:30~17:

00 であるため、その時間帯以外でのテーマ指導の実施を予定する場合には、10 営業日前までに IPA に通知して調整を行うこと。

#### (4) 卒業プロジェクト指導

国際標準分野の担当講師として国内外の規制や規格、制度などの側面から受講生の卒業プロジェクトテーマへの助言・指導を行い、場合によっては補助を行う。また、その成果物についても助言・指導を行う。具体的には以下を想定する。

- ・ 中核人材育成プログラムに携わる各委託先等の担当講師等と受講生を分担し、主担当もしくは副担当として卒業プロジェクトの内容や成果物について助言・指導、場合によっては補助を行う。
- ・ 受講生全員から出た国内外の規制や規格、制度などに関する質問に対応する。
- ・ 2020 年 5 月から 6 月末までの IPA の指定する期間内での実施を予定する。但し、詳細な実施時期は IPA と協議する。

### 5.5 報告書作成業務

5.2～5.4 の実施結果を実施報告書として、以下の形式にてまとめること。

- ・ 「調査業務」、「設計業務」、「検証業務」という順番にてまとめ、各業務報告の中では発生した事象を時系列順で記載する。
- ・ 検証業務報告には演習等で発生した問題や課題などへの改善提案を含める。
- ・ 「卒業プロジェクト指導」の検証業務報告には、担当した卒業プロジェクトのテーマ概要、受講生への助言・指導の状況および主担当とする受講生の成果物への助言・指導結果を含める。なお、卒業プロジェクトのテーマ概要については、担当した卒業プロジェクトテーマが受講生派遣元企業に深く関わった内容であり、機密情報が含まれる場合には、その機密情報部分を削除して概要のみを記載すること。
- ・ 実施報告書は「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの国際標準分野・卒業プロジェクトにおける実施報告書」として、2020 年 6 月 30 日(火)までに提出する。

### 6. その他

- ・ 2019 年 7 月 1 日に実施を予定する受講生の中核人材育成プログラム開校の式典に、講師のいずれかが出席すること。なお、式典のタイムスケジュールについては後日通知するものとする。また、講師が出席できない場合は事前に IPA と協議すること。
- ・ 2019 年 10 月前後に実施を予定するベーシックコースオリエンテーション、2020 年 2 月前後に実施を予定するアドバンスコースオリエンテーションに、講師の何れかが出席すること。なお、日程については事前に調整が入るものとするが、講師が出席できない場合は IPA と協議すること。
- ・ 2020 年 6 月中の土曜日に実施を予定する受講生の中核人材育成プログラム修了の式典に、卒業プロジェクトを担当した講師のうちいずれかが出席すること。なお、日程については事前に調整が入るものとするが、担当した講師が出席できない場合は IPA と協議すること。
- ・ 2020 年 6 月に実施を予定する受講生の卒業プロジェクト成果報告会に、卒業プロジェクトを担当した講師のうちいずれかが出席すること。なお、実施日程については事前に調整が入るものとするが、講師が出席できない場合は IPA と協議すること。

### 7. 業務に関する留意事項

- ・ 契約後直ちに実施計画を提示し、IPA と内容を調整して実施すること。
- ・ 本委託業務に必要な業務実施体制を整え、契約開始日から必要とされるメンバーを投入すること。
- ・ 作業は IPA の指示に基づき行うものとし、定期的に IPA との進捗状況報告ミーティングを実施すること。

- ・ 具体的な実施日程は IPA と事前に協議・調整して決定すること。
- ・ 月次作業報告書を提出し、IPA に作業結果を報告し、承認を得ること。
- ・ 本委託業務について IPA からの各業務報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・ 本委託業務内で作成する資料、ドキュメント類については、IPA 産業サイバーセキュリティセンターで定めた作成ドキュメントの共有範囲に従い表示を行うこと。作成ドキュメントの共有範囲の表示については、IPA から契約締結後開示する。
- ・ IPA のセキュリティポリシーを遵守すること。ポリシーについては、IPA から契約締結後開示する。
- ・ 本業務では IPA と請負者の双方の秘密情報を取り扱う可能性があるため、秘密情報を取り扱う場合は、別途、秘密保持契約を締結すること。
- ・ 天災など、IPA および請負者の責に帰さない事由により講習等が中止となった場合、その補習の実施等について IPA と協議すること。
- ・ 業務完了時に提出する実績報告書は、原則として、業務完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一カ月以内に提出すること。提出までに一カ月を超える場合には書面をもってその理由を示すこと。
- ・ 本委託業務の費用精算等に係る事務処理については、別途提示する「産業サイバーセキュリティセンターのサイバーセキュリティ人材育成プログラム委託契約事務処理要領」に順ずること。
- ・ 本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、IPA と協議すること。

#### 8. セキュリティ要件

以下のセキュリティ要件を遵守すること。

- (1) 本業務のために IPA から提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。
- (2) 本業務において、IPA より開示された資料や情報について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
- (3) 情報セキュリティを確保するための体制を定め、IPA が確認を求めた場合には速やかに報告すること。
- (4) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに IPA に報告すること。また、必要に応じて IPA と協議すること。
- (5) IPA から本業務に関する情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに報告すること。なお、IPA が必要と認めたときは、事前に通知を行った上で情報セキュリティ対策の実施状況確認のための調査を行う場合がある。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して、本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保されるか確認し、必要に応じて措置を講ずること。
- (7) 本業務内でクラウドサービスを利用する場合、利活用する情報属性に応じたセキュリティ対策要件を考慮して選定すること。
- (8) 本業務完了または契約解除等により、IPA が提供した紙媒体及び電子媒体（複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに IPA に返却、もしくは破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で抹消すること。
- (9) IPA が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないような措置をとること。

#### 9. 契約期間

2019年7月1日（月）から2020年6月30日（火）まで

#### 10. 業務の実施体制に関する要件

本委託業務を実施するに当たっては、以下の業務実施体制を整えること。

- (1) 実施担当者は、情報セキュリティに関する知識を有し、演習等実施経験者であること。
- (2) 業務の役割を定めた実働可能な人数を確保すること。
- (3) 組織として適切な管理・バックアップ体制を整えること。

#### 11. 業務スキルに関する要件

本委託業務を実施するに当たっては、次の実績及びスキル要件を満たすこと。

- (1) 組織としての実績
  - ・ サイバーセキュリティの国際標準に関する研究発表実績があること。
  - ・ 国際シンポジウムの開催（協賛含む）等、国際的な学術研究強化のための活動実績が年間複数件あること。
  - ・ 年間 100 名程度、もしくはそれ以上の人員を国際会議出席等の名目にて海外派遣した実績があること。
  - ・ 年間 10 名程度、もしくはそれ以上の海外からの学術研究員等の受け入れ実績があること。
- (2) プロジェクトリーダーとしての実績。
  - ・ 情報セキュリティ技術者・管理者の人材育成を目的とするインシデント体験演習のコンテンツ企画・作成・実施の実績があること。
  - ・ 海外において国際標準のコンテンツを使用した講座の実施実績があること。
  - ・ サイバーセキュリティに関する国際会議で研究を発表した実績があること。
  - ・ サイバーセキュリティの国際標準化業務に複数年携わった実績があること。
  - ・ 海外におけるサイバーセキュリティ研修を企画し、年間 10 名程度、もしくはそれ以上の人員を引率した実施した実績があること。
  - ・ 海外からの学術研究員に対して複数年の教育した実績があること。

#### 12. 提出物関連

##### 12.1 提出期限

2020 年 6 月 30 日（火）

##### 12.2 提出物

以下の報告書を収めた電子媒体（CD-R など）を提出すること。

- ・ 「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター業界別短期プログラムにおける実施報告書」
- ・ 「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの国際標準分野・卒業プロジェクトにおける実施報告書」

##### 12.3 提出場所

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2 丁目 28 番 8 号文京グリーンコートセンターオフィス 17F

独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター事業部

以上

## 契 約 書

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター  
人材育成プログラムに関する設計・検証等業務 (国際標準分野)」  
に関する委託契約書

独立行政法人情報処理推進機構 (以下「甲」という。) は xxxxxxxxxxxx (以下「乙」という。) と次のとおり「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務 (国際標準分野)」の委託契約を締結する。

### 記

#### (委託業務)

第 1 条 甲は、乙に対して、別紙仕様書に定める「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務 (国際標準分野)」(以下「委託業務」という。) を委託する。

2 委託期間は 2019 年 7 月 1 日～2020 年 6 月 30 日とする。

#### (委託金額及び経費区分)

第 2 条 委託業務に要する経費 (以下「委託金額」という。) は税抜価格 xxxxxxxx 円に消費税及び地方消費税額 xxxxxxxx 円 (税抜価格に 100 分の 10 を乗じた額 (1 円未満は切り捨て)) を加えた金 xxxxxxxx 円とし、経費区分は下表のとおりとする。

経費区分	委託金額 (税込)
人件費	xxxxxxx円
事業費	xxxxxxx円
一般管理費	xxxxxxx円
再委託費	xxxxxxx円

また、契約期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、その都度、改正以降における消費税及び地方消費税額は、変動後の比率により計算することとする。

2 乙は、経費区分に変更 (経費区分のそれぞれの額の 20% を超える場合) を加えようとするときは、あらかじめ様式第 1 号による委託金額配分変更申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (他用途使用の禁止)

第 3 条 乙は、委託金額をこの委託業務以外に使用してはならない。

#### (委託業務の遂行)

第 4 条 乙は、別紙仕様書により忠実に委託業務を実施しなければならない。

2 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、甲の指定する職員に乙の業務を監督させ、



必要な指示をさせることができるものとする。

(委託業務の変更、中止及び廃止)

第5条 乙は、甲の承認なくして委託業務を変更し、中止し、又は廃止することができない。

- 2 乙は、委託業務が自己の責に属しない事由又は正当な事由により予定の期間内に完了することが困難となったときは、速やかに甲に対し理由を付してその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、委託業務を一括して再委託してはならない。

- 2 委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に再委託することを必要とするときは、乙は、あらかじめ様式第2号による委託業務再委託申請書を甲に提出し、その承認を得なければならない。変更を行う必要が生じた場合も同様とする。
- 3 前項の規定により、乙が第三者に再委託をした場合において、当該再委託先の行為は乙の行為とみなす。

(実績報告)

第7条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止又は廃止したときを含む。）は、委託業務が終了した日から起算して一カ月以内に様式第3号による委託業務実績報告書を作成し、証拠書類を添えて、甲に提出するものとする。

- 2 乙は、甲への委託業務実績報告書の提出までに一カ月を超える場合には、書面をもってその理由を示さなければならない。

(報告書等の検査及び修正)

第8条 甲は、乙から前条による報告書及び別紙仕様書に定める提出物（以下「報告書等」という。）の提出を受けたときは、甲の指定する職員に遅滞なく当該報告書等の内容を検査させ、修正の必要が生じた場合には、乙に対し、新たに期限を付して修正させるものとする。ただし、これに要する経費は総て乙の負担とする。

(額の確定)

第9条 甲は、第8条による検査が終了し、報告書等の内容が適当であると認めたときは、委託金額を確定して乙に通知するものとする。

- 2 前項の委託金額の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と第2条の規定する委託金額のいずれか低い額とする。

(委託金の支払)

第10条 甲は、委託金額の確定後、乙が提出する様式第4号による請求書に基づき、乙に委託金を支払うものとする。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、本契約期間中の3月31日までに委託研究の実施に要した経費の支払を、様式第5号による概算払請求書により請求するものとし、甲は、前条に準じた検査により適当と認めた範囲内で、これを支払うことができる。

3 乙は、前2項の規定にかかわらず、乙の委託業務の完了前に委託業務の実施に要した経費の支払いを受けようとするときは、様式第5号による概算払請求書を提出することができる。甲は、かかる請求に応じる義務を負わないが、かかる請求を適当と認めた場合は、必要と認めた範囲内でこれを支払うことができる。

(違約金)

第11条 甲は、乙が本契約による履行義務を果たさなかったとき又は不正行為があったときは、契約履行未済金額の100分の10を違約金として徴収し本契約を解除することができる。

(違約金に関する遅延利息)

第12条 乙が第11条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年利5%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第13条 乙が第9条の検査通知を受領後、報告書等について瑕疵が発見されたときは、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができるものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、第9条による検査通知後1年以内に甲から請求された場合に限るものとする。

2 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、かつ、報告書等の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。

3 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適切であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りではない。

(損害賠償責任)

第14条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方に重大な影響を及ぼす過失又は背信行為を行った場合には、この契約の継続又は解除の別にかかわらず、相手方に対し損害賠償の請求ができるものとする。但し、この請求は、第9条による検査通知後1年が経過した後は行うことができない。

2 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める契約金額を限度とする。

3 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合に適用しないものとする。

4 前三項に規定する損害賠償の額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(帳簿等)

第15条 乙は、委託業務にかかる経費について、経費毎に区分し、その収支の内容を明らかにしておかなければならない。

(委託業務の調査等)

第 16 条 甲又は甲の指名する者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託金額の使途等について資料の提出を求め又は実地に調査することができるものとする。

(知的財産権等の定義)

第 17 条 本契約において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
  - (2) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）
  - (3) 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 本契約において、「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 発明
  - (2) 考案
  - (3) 意匠及びその創作
  - (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作
  - (5) 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成
  - (6) 著作物及びその創作
  - (7) ノウハウ及びその案出
- 3 本契約において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

(知的財産権の帰属等)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のすべてを遵守することを様式第 6 号による書面で本契約締結日に甲に届け出た場合、第 10 条に基づく委託金の支払にも関わらず、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第20条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求する場合には、無償でかつ上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を甲（甲が指定する第三者を含む。）に許諾する。
- (3) 当該知的財産権を乙が相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求するときは、乙は、甲が指定する期限内に、甲が指定する第三者に、上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を許諾する。当該期限内に乙が許諾を行わない場合は、期限到来の日に、甲が合理的範囲内で定める条件に従って当該第三者に許諾されたものとみなす。
- (4) 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専

用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

- イ 子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
  - ロ 承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
  - ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 乙が前項で規定する書面を提出しない場合、当該知的財産権は、その発生の際に乙から甲に当然かつ自動的に譲渡されたものとみなし、乙は、甲からの要求があり次第、遅滞なく登録その他の手続きに協力しなければならない。なお乙は、本契約締結日の後に、前項の書面を提出することはできないものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを遵守せず、更に遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、本契約が解除される場合を除いて、前項を準用する。

#### (成果の利用行為)

第19条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務により提出された著作物に係る著作権について、当該著作物の利用(二次的著作物の作成とその利用を含む。)に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、当該著作権発生と同時に甲に許諾したものとみなす。

- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を事前に講じておくものとする。
- 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、「独立行政法人情報処理推進機構 2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務(国際標準分野)」に係る委託業務による成果である旨を明示するものとする。
- 4 乙は、委託業務の実施及び成果が、自己の知る限りにおいて他人の権利を侵害していないことを保証する。

#### (知的財産権の報告)

第20条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、様式第7号による産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託業務の成果に係る記載事項】欄に記入）】「国等の委託業務の成果に係る特許出願（独立行政法人情報処理推進機構 2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）に関する委託契約、産業技術力強化法第 19 条の適用を受ける特許出願）」

- 3 乙は、第 1 項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 60 日以内に、様式第 8 号による産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、委託業務に係るプログラム等の著作権の登録を行った場合には、登録の日から 60 日以内に、様式第 9 号による著作権通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第 22 条第 3 項に規定する場合を除く。）は、甲に対して様式第 10 号による産業財産権実施届出書を遅滞なく提出しなければならない。
- 6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

#### （知的財産権の移転）

- 第 21 条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を第三者に移転する場合には、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、様式第 11 号の 1 による移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第 18 条第 1 項第 4 号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。
  - 3 乙は、第 1 項の移転を行ったときは、様式第 11 号の 2 による移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
  - 4 乙が第 1 項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第 18 条第 1 項各号及び第 3 項、第 19 条、第 20 条並びに第 22 条から第 27 条までの規定を遵守するものとする。

#### （知的財産権の実施許諾）

- 第 22 条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第 18 条、第 19 条、第 24 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、様式第 12 号の 1 による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第 18 条第 1 項第 4 号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。
  - 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、様式第 12 号の 2 による専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

#### （知的財産権の放棄）

第 23 条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、知的財産権の放棄に関する届出書を、甲に提出しなければならない。

2 第 1 項の届出書を甲が受理した時に、当該知的財産権は自動的かつ当然に、甲に移転したものとみなす。この場合、乙は、甲からの要求があり次第遅滞なく、登録その他の手続きに協力しなければならない。

3 当該知的財産権に関する法的紛争が前項の移転の時点で現に係争中であり、またはその後生じた場合、乙は、乙の費用と責任においてこれを解決し、甲に人的経済的物理的に迷惑をかけないものとする。

(ノウハウの指定)

第 24 条 甲及び乙は、協議の上、委託業務の成果に係るノウハウについて、遅滞なく指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務終了の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第 25 条 乙は、第 18 条第 2 項または第 3 項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続きについては、甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続き

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き

2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第 26 条 本契約の成果に係る発明等が受託者である乙に帰属するとの日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第 19 条）の趣旨に鑑み、乙は、従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。但し、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(知的財産等の使用)

第 27 条 乙は、第三者の知的財産権その他の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第28条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。但し、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

- 2 個人情報に関する取扱いについては、別紙1のとおりとする。
- 3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(契約の解除等)

第29条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
- (3) 乙が甲との委託業務等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

- 2 甲は、乙に対し、前項により本契約の全部または一部を解除した場合において委託金を支払っているときは、解除した部分に応じて支払額の全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(疑義の解決)

第30条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記してない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき
  - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
  - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハマまでのいずれかに該当することとなったときは、速

やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、委託金（本契約締結後、委託金の変更があった場合には、変更後の委託金）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき



四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保有するものとする。

2019年xx月xx日

甲 東京都文京区本駒込2-28-8  
独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 富田 達夫

乙

(別紙1)

## 個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業者以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業者のうち個人情報を取り扱う従業者に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、

或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了(本契約解除の場合を含む。)したときは、個人情報が含まれるすべての物件(これを複写、複製したものを含む。)を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(事故)

第10条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用(弁護士費用を含むがこれに限定されない)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

様式第1号

20\*\*年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラム  
に関する設計・検証等業務（国際標準分野）  
委託金額配分変更申請書

年 月 日付で締結した標記の委託契約について、委託費の配分を下記  
のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

(単位：円)

経費 区分	当初 委託金額	変更承認済 増△減額	委託現額	今回変更 承認申請 増△減額	改委託 現 額	備考

(変更理由)

様式第2号

20\*\*年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラム  
に関する設計・検証等業務（国際標準分野）

委託業務再委託申請書

（委託契約決裁時点で再委託先が決まっている場合）

標記委託業務の再委託を別紙のとおり行いたいので、承認されるよう申請します。

又は

（委託契約後に再委託申請を行う場合）

年 月 日付で締結した標記の委託契約について、再委託を別紙のとおり  
行いたいので、承認されるよう申請します。

(別紙)

2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラム  
に関する設計・検証等業務（国際標準分野）  
委託業務再委託申請書

再委託先の住所、氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額	

20\*\*年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラム  
に関する設計・検証等業務（国際標準分野）  
委託業務実績報告書

年 月 日付で締結した標記の委託契約について、下記のとおり業務を実施したので、委託契約書第7条の規定によりその実績を報告します。

1. 委託事項

2. 委託期間

年 月 日より 年 月 日

3. 実施状況、成果

4. 精算金額

単位：円

項目	契約金額	精算額	差引額	備考
人件費 事業費 一般管理費 再委託費				
合計				

注 項目間の流用を行う場合、いずれか低い額の20%を超える際には事前承認を必要とする。なお、一般管理費の増額は認められない。





独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

概算払請求書

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）に関する委託契約書」第10条第○項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額
2. 概算払を必要とする理由
3. 振込先

口座名義	フリガナ		
	氏名		
銀行等名称	銀行 金庫 農協 支店		
預金種別 (該当に○印)	1. 普通預金    2. 当座預金    3. その他 (                      )		
口座番号	銀行番号	支店番号	口座番号

4. 概算払請求内訳

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

確認書

XXXXX（以下「乙」という。）は、独立行政法人情報処理推進機構 理事長（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

1. 乙は、「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）」の委託業務（以下「委託業務」という。）の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求する場合には、無償でかつ上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を甲（甲が指定する第三者を含む。）に許諾する。
3. 当該知的財産権を乙が相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求するときは、乙は、甲が指定する期限内に、甲が指定する第三者に、上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を許諾する。当該期限内に乙が許諾を行わない場合は、期限到来の日に、甲が合理的範囲内で定める条件に従って当該第三者に許諾されたものとみなすことを了解する。
4. 乙は、上記2. に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記3. に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
6. 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
  - イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社という。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
  - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
  - ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

以上

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

産業財産権出願通知書

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）に関する委託契約書」第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 出願国（注1）
2. 出願等に係る産業財産権の種類（注2）
3. 発明等の名称（注3）
4. 出願日
5. 出願番号（注4）
6. 出願人
7. 代理人
8. 優先権主張（注5）

## 記載要領

- (注 1) : 出願（又は申請）を行った国の名称を記載する。当該出願が国際特許出願（PCT）であるときは、その旨を記載する。
- (注 2) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権のうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）
- (注 3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注 4) : 当該出願が、国際特許出願を各国における国内段階に移行した特許出願である場合は、各国における出願番号の他に、国際特許出願番号を記載する。
- (注 5) : 当該特許出願等が優先権主張を伴う場合は、以下の事項を記載する。
- (1) 優先権主張の種類
    - ・ 国内優先権主張（特許法第 41 条第 1 項若しくは実用新案法第 8 条第 1 項の規定による優先権主張、又は、各国における同様の規定に基づく優先権主張）
    - ・ パリ条約で定める優先権主張
    - ・ 植物の新品種の保護に関する国際条約に定める優先権主張
  - (2) 優先権主張の基礎となる出願（又は申請）の出願国、産業財産権の種類及び番号

様式第8号

20\*\*年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

### 産業財産権通知書

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）に関する委託契約書」第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

1. 出願等に係る産業財産権の種類
2. 発明等の名称
3. 出願日
4. 出願番号
5. 出願人
6. 代理人
7. 登録日
8. 登録番号

様式第9号

20\*\*年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

### 著作権通知書

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）に関する委託契約書」第20条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

1. 著作物の種類
2. 著作物の題号
3. 著作者の氏名（名称）
4. 著作物の内容
5. 登録日
6. 登録の種類
7. 登録番号

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

産業財産権実施届出書

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）に関する委託契約書」第 20 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 実施した産業財産権

産業財産権の種類（注 1） 及び番号（注 2）	産業財産権の名称等（注 3）

2. 実施の主体（第三者は実施許諾した場合）

自己 ・ 第三者（注 4）
---------------



#### 記載要領

- (注 1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注 2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。
- (注 3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注 4) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

移転承認申請書

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）に関する委託契約書」第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 移転しようとする知的財産権  
(知的財産権の種類（注 1）、番号（注 2）及び名称（注 3）を記載する。移転先及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可)
2. 移転先  
(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)
3. 承認を受ける理由（注 4）  
(以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。)
  - (1) 移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
  - (2) 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
  - (3) その他

## 記載要領

- (注1)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2)： 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。
- (注4)： 具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。
- ①理由が(1)の場合  
国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
  - ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等
- ②理由が(2)の場合  
海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
  - ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等
- さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ(国際分業戦略等)
  - ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等
- ③理由が(3)の場合  
当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

### 移転通知書

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）に関する委託契約書」第 21 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

1. 移転した知的財産権  
(知的財産権の種類（注 1）、番号（注 2）及び名称（注 3）を記載する。移転先が同じ場合は、複数列举可)
2. 移転先  
(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)
3. 当該移転が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）
  - (1) 契約書第 21 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構 理事長の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。)
  - (2) 以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）
    - イ 子会社又は親会社への移転であるため
    - ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
    - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
    - ニ 合併又は分割による移転であるため
4. 誓約事項  
当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第 18 条から第 24 条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

## 記載要領

- (注 1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注 2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。
- (注 3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

専用実施権等設定承認申請書

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）に関する委託契約書」第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 専用実施権等（注1）を設定しようとする知的財産権  
（専用実施権等の設定を受ける者及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注2）、番号（注3）及び名称（注4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

2. 専用実施権等の設定を受ける者  
（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）
3. 承認を受ける理由（注5）  
（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）
- (1) 専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
  - (2) 専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
  - (3) その他

## 記載要領

- (注 1)： 特許法第 77 条に規定する専用実施権、実用新案法第 18 条に規定する専用実施権、意匠法第 27 条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 16 条に規定する専用利用権、種苗法第 25 条に規定する専用利用権をいう。  
著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。  
ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。
- (注 2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注 3)： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。
- (注 4)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。
- (注 5)： 具体的な理由を、様式第 12 号の 1 の記載要領（注 4）に従って記載すること。

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称  
代表者氏名 印

専用実施権等設定通知書

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター人材育成プログラムに関する設計・検証等業務（国際標準分野）に関する委託契約書」第 22 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 専用実施権等（注 1）を設定した知的財産権  
（専用実施権等の設定を受けた者が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

2. 専用実施権等の設定を受けた者  
（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）
3. 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）
- (1) 契約書第 22 条第 3 項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構 理事長の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
  - (2) 以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択する。）
    - イ 子会社又は親会社への専用実施権等の設定であるため
    - ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への専用実施権等の設定であるため
    - ハ 技術研究組合から組合員への専用実施権等の設定であるため



## 記載要領

- (注 1)： 特許法第 77 条に規定する専用実施権、実用新案法第 18 条に規定する専用実施権、意匠法第 27 条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 16 条に規定する専用利用権、種苗法第 25 条に規定する専用利用権をいう。  
著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。  
ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。
- (注 2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注 3)： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。
- (注 4)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。